

## 議案第101号

いじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置条例の制定  
について

いじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置条例を次のよ  
うに制定する。

平成28年9月28日 提出

松阪市長 竹上 真人

いじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 松阪市いじめ問題対策連絡協議会（第5条—第14条）

第3章 松阪市いじめ対策審議会（第15条—第25条）

第4章 松阪市いじめ調査委員会（第26条—第35条）

第5章 雑則（第36条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条、第14条第1項及び第3項、第28条第1項並びに第30条第2項の規定に基づき、松阪市いじめ防止基本方針の策定並びに松阪市いじめ問題対策連絡協議会、松阪市いじめ対策審議会及び松阪市いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって本市のいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（松阪市いじめ防止基本方針の策定）

第3条 市は、法第12条の規定に基づき、松阪市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

（いじめ防止等対策の推進）

第4条 市、学校、地域住民、家庭その他の関係者は、基本方針に基づき、互いに連携し、いじめの防止等のための対策を推進する。

第2章 松阪市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第5条 法第14条第1項の規定に基づき、松阪市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連

絡協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第6条 連絡協議会は、基本方針に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のために有効な対策並びにいじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係機関」という。）の連携の強化に関する事項
- (2) 関係機関によるいじめの防止等を目的とした啓発活動の促進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、連絡協議会が必要と認める事項

(組織)

第7条 連絡協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、松阪市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 本市の職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第9条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会長は、連絡協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(意見の聴取)

第11条 連絡協議会は、その所掌事項を遂行するために会長が必要であると認める場合において、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は関係資料を提出させ、その他必要な調査を行うことができる。

(報酬及び費用弁償)

第12条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(秘密保持)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第14条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

### 第3章 松阪市いじめ対策審議会

#### (設置)

第15条 法第14条第3項の規定に基づき、松阪市いじめ対策審議会（以下「対策審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第16条 対策審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する。

(1) 基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要な調査審議に関する事項

(2) 市立小中学校における法第24条に規定する学校の設置者による措置に対する調査審議に関する事項

2 対策審議会は、前項の規定による答申のほか、いじめの防止等のための対策の推進について必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 対策審議会は、市立小中学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

#### (組織)

第17条 対策審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

#### (任期)

第18条 第8条の規定は、対策審議会の委員について準用する。

#### (委員長等)

第19条 第9条の規定は、対策審議会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と、「連絡協議会」とあるのは「対策審議会」と読み替えるものとする。

#### (臨時委員)

第20条 委員長は、特別の事項を調査するために必要があると認めるときは、対策審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該特別の事項に関する調査が終了する日までとする。

#### (会議)

第21条 委員長は、対策審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 対策審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 対策審議会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 22 条 第 11 条の規定は、対策審議会について準用する。この場合において、「連絡協議会」とあるのは「対策審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 23 条 第 12 条の規定は、対策審議会の委員及び臨時委員について準用する。この場合において、「委員の」とあるのは、「委員及び臨時委員の」と読み替えるものとする。

(秘密保持)

第 24 条 第 13 条の規定は、対策審議会の委員及び臨時委員について準用する。この場合において、「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 25 条 対策審議会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

#### 第 4 章 松阪市いじめ調査委員会

(設置等)

第 26 条 市長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、松阪市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くものとする。

2 市長は、法第 30 条第 2 項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(所掌事項)

第 27 条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について法第 30 条第 2 項の規定による調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果について答申する。

(組織)

第 28 条 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識又は経験を有する者（当該報告に係る法第 28 条第 1 項の規定による調査を行った者を除く。）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 29 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該重大事態に係る再調査その他必要な調査審議が終了する日までとする。

(委員長等)

第 30 条 第 9 条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と、「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と読み替える

ものとする。

(会議)

第 31 条 第 21 条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、「対策審議会」とあるのは「調査委員会」と、「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第 32 条 第 11 条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、「連絡協議会」とあるのは「調査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 33 条 第 12 条の規定は、調査委員会の委員について準用する。

(秘密保持)

第 34 条 第 13 条の規定は、調査委員会の委員について準用する。

(庶務)

第 35 条 調査委員会の庶務は、福祉部こども未来課において処理する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後初めて第 7 条第 2 項及び第 17 条第 2 項の規定により委嘱し、又は任命される委員の任期は、第 8 条（第 18 条で準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。